

## (1) 住民協働

### 【現状と課題】

- これまでのまちづくりは、行政主導による計画策定や事業実施でしたが、多様化する住民ニーズに対応するには、行政と住民が知恵を出し合い、共に協力し良きパートナーとして連携していくことが求められています。
- 住民と行政による協働のまちづくりを推進するためには、住民一人ひとりが地域づくりの担い手として主体的に参加することが求められ、今後ますます住民の役割が重要となるので、住民参加の機会をより一層拡大することが必要となります。
- 少子高齢化や社会情勢の変化などにより、住民ニーズは年々多種多様化しており、行政に求められるサービスは飽和状態となりつつあります。このため、全ての住民要望には財政的にも対応が困難となるので、住民が対応できるものは住民が主体で実施し、行政でなければできないものは行政が実施するなど、公私の見直しが求められています。

### 【基本方針】

住民と行政による協働のまちづくりを推進するため、情報の共有化に努め、住民参加の機会をより一層拡大して参ります。また、町が重要な政策を作成する場合は予め原案を作成して町民からの意見を求めて、その意見を考慮して政策内容を決定するパブリックコメント制度を推進します。

### 【計 画】

#### ① 協働事業の活性化

- コミュニティ団体(自治会、老人会、民生委員、地区協力委員、交通安全推進委員等)の育成、組織強化を図るとともに、各団体間の協力・連携を強化していきます。
- 継続できる地域リーダーの育成に町は協力・支援します。(総務課)

#### ② 住民の参加機会の拡充

- 協働のまちづくりには、子供からお年寄りまでが、地域づくりの担い手として積極的に参加出来る機会をより一層拡大していきます。(総務課)

#### ③ 公私分担の見直しの促進

- 一人ひとりの町民が心豊かで、安心、安全な生活を継続する為には、町民、地域、行政が其の役割分担を明確にします。町民、行政、議会の基本的な役割分担について、自治基本条例の策定に向けて検討します。(総務課)

## (2) 自治

### 【現状と課題】

- 住民一人ひとりの自治意識の向上を図り、住民の意見を行政に反映させることにより、行政への参画意欲が拡大し町の活性化を促進することが求められています。
- 地方分権が進む中では、地域の特性を生かしたまちづくりが求められていくこととなるので、更なる住民自治基盤の確立に向けた取組が必要です。
- これからの自立した町を目指すには、地域住民が果たす役割は大きくなります。住民参加を主体としたまちづくりを促進するには、新たな住民参加手続きや、住民と行政の役割を明確にするための自治基本条例など検討していく必要があります。

### 【基本方針】

住民自治を推進するため、自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成に力点をおき、住民参加・参画を基本に協働を通して町民主役のまちづくりを目指します。住民参加の基盤になるべき区・自治会の活性化と同時に課題を明確にして活動するNPOおよび住民団体の育成を図ります。住民・行政・議会の一体となったまちづくりの推進を担保する意味で、まちの最高規範である自治基本条例の策定に向けて検討します。町に生活する全員が、この理念を十分理解し、行動規範とし、更なる充実したまちづくりに邁進します。

### 【計 画】

#### ① 自治意識の醸成

- 町職員一人ひとりの意識改革に努め、住民自治意識を醸成するとともに、町の未来を担う子供たちの自治意識を育む環境整備も進めます。自治基本条例が策定された場合には、わかりやすく解説したパンフレットを作成するなど、住民への周知を図ります。

(総務課)

#### ② 自治基盤の確立

- 町民の意思がまちづくりに適切に反映される住民自治の推進を図るために、協働のまちづくり促進、地域コミュニティの活性化・振興、及び市民活動・NPO活動の環境整備を図ります。行政を支援するボランティア活動の促進とボランティア団体及び活動状況等のデータ化に取り組み、公開できる情報について情報提供を図り、より多くの住民が参画できるよう検討を進めます。各団体や自治会等が主体的に集まり、それぞれの特色を生かした個性豊かな地域づくりを進める協議会や町民活動等に、町は積極的に支援します。

(総務課)

③ 地域への権限移譲の検討

- これまで行政が担ってきた業務にも、地域住民の手によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことの方が、住民参加のまちづくりの実現に相応しいと考えられる業務があります。そのためには、指定管理者制度の整備を進めるとともに、行政は協働の相手として地域コミュニティの存在を対等に理解し、公平な視点で権限移譲を検討します。

(総務課)

④ 自治基本条例の検討

- 町にふさわしい住民自治の確立をめざすため、行政運営の基本条例（まちづくり基本条例）と議会運営のルール（議会基本条例）を一体化した自治基本条例の制定に向けて検討します。自治の理念・基本原則、住民参加・コミュニティの責任・行政の責任・議会の責任・情報の共有・情報へのアクセス権等を規定する町の最高規範とする自治基本条例を検討するに当たっては、有識者や住民参加を踏まえた検討委員会を設置するとともに、住民への趣旨の周知等を図ります。

(総務課)